

日本生協連の提出意見概要と反映状況

1. 制度全体について

(1) 早期実現

日本生協連の提出意見概要	反映状況と消費者庁の考え方
<p>「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」を基本的には支持するとともに、早期実現を強く求めます。</p>	<p>○</p> <p>本制度の検討に当たっては、内閣府・消費者庁・消費者委員会において有識者や関係団体等の意見を受けながら検討を進め、その成果である消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会の報告書（2011年8月）をもとに消費者庁において条文化作業をした。消費者庁においても多くの消費者団体、事業者団体等の関係団体との意見交換を行うとともに、制度の骨子及び制度案について意見募集（2011年12月及び2012年8月）を行い、時間をかけて各界各層の意見を幅広く聴取し、慎重に検討を行った。</p>

(2) 遡及適用

日本生協連の提出意見概要	反映状況と消費者庁の考え方
<p>本訴訟制度の施行前に発生した事案について適用除外を求める意見が出されていますが、現行法における消費者の請求権を否定するような取り扱いは認めべきではありません。</p> <p>本訴訟制度の施行時に実体法上の請求権が存在すれば、施行前に契約関係を結んで消費者被害が発生した事案でも本訴訟制度の対象となるのは当然です。</p>	<p>×</p> <p>施行前に締結された消費者契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求）については、本制度を適用しないこととしている（附則第2条）。</p> <p>なお、消費者の請求権は、関係法令が規定するところによるものである。</p>

2. 被害回復裁判手続

(1) 仮差押え

日本生協連の提出意見概要	反映状況と消費者庁の考え方
<p>特定適格消費者団体が、一段階目の手続においても単独で仮差押命令の申立ができる制度は評価しますが、担保金の捻出は特定適格消費者団体にとって高いハードルになります。</p> <p>特定適格消費者団体による仮差押えは、使いやすい制度とするために必要な支援措置の整備も行ってください。</p>	<p>×（仮差押え）</p> <p>担保については、現行の仮差押手続と同様としている。仮差押命令の担保は、違法・不当な仮差押えの執行によって債務者が被るであろう損害を担保するものであり、また、濫用的な仮差押命令の申立てを抑制したり、債務者の審尋を経ない迅速な発令を正当化する機能も有していることを踏まえ、特段の軽減措置は設けていない。</p>

日本生協連の提出意見概要	反映状況と消費者庁の考え方
	○（特定適格消費者団体への支援） 適格消費者団体及び特定適格消費者団体への支援の在り方については、御指摘の点に留意しつつ、引き続き検討してまいりたい。

(2) 通知・公告費用

日本生協連の提出意見概要	反映状況と消費者庁の考え方
<p>二段階目の手続における通知・公告費用は特定適格消費者団体が負担することとされていますが、費用負担に耐えられず、特定適格消費者団体が訴えを自己規制してしまうとすれば、本訴訟制度の実効性が損なわれることになりかねません。通知・公告費用は、事業者負担としてください。</p>	<p>×</p> <p>通知・公告は、原則として消費者側がメリットを享受するものであること、通知・公告が、紛争の一次的解決の促進につながるとしても、特に二段階目の手続に加わらない消費者や、請求が否定される消費者等に対する通知費用までを事業者が当然に負担するとすることには合理性がないことなどから、特定適格消費者団体の負担とするのが適当であり、そのような制度設計としている。</p>

3. 特定適格消費者団体

認定の有効期間

日本生協連の提出意見概要	反映状況と消費者庁の考え方
<p>本訴訟制度の信頼性を確保しつつ実効性も担保するためには、特定適格消費者団体の運営上の負担をいっそう軽減することが必要です。</p> <p>特定認定の有効期間については、一定の活動実績を積んだ段階では、3年から5年への延長を検討してください。</p>	<p>×</p> <p>制度の信頼性を確保・維持する観点から、特定認定の有効期間を現行の適格消費者団体の認定と同じ期間である3年とし、更新を受けなければならないこととしている(第69条)。</p>

〈反映状況の記号の意味〉

○：意見を反映 △：意見を一部反映 ×：意見が反映されず

以上